

広島市告示（安佐南区）第36号
令和7年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定に基づき、広島市祇園福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地
 - （1）労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
 - （2）代表理事 平本 哲男
 - （3）東京都豊島区東池袋1丁目44番3号
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和7年3月25日
- 3 指定公金事務取扱者に収納事務を委託した期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日